

通達甲（ら. 総. 自）第2号
昭和53年10月20日

存続期間

各所属長 殿

警ら部長

○ 警視庁自動車警ら隊運営規程の運用について

〔沿革〕昭和60年8月通達甲（副監. ら. 通. 計2）第6号

63年2月同（ら. 総. 自）第1号

平成元年7月同（副監. 総. 企. 組）第9号

3年6月同（ら. 総. 機）第4号、同（副監. 総. 企. 管）第10号

4年6月同第14号

5年3月同（副監. 総. 企. 組）第8号、11月同（副監. 総. 企. 文）第14号

6年11月同（副監. 地. 総. 企）第20号

7年3月同第10号

10年3月同（地. 総. 企）第1号

11年3月同（副監. 総. 企. 管）第11号

12年3月同第7号

13年8月同（地. 総. 機）第4号、9月同（総. 企. 管）第16号、10月同（副監.
交. 執. 執1）第27号

14年4月同（副監. 総. 装. 車）第12号

16年1月同（地. 総. 企）第1号改正

23年2月同（刑. 総. 指）第1号

29年1月同（副監. 警. 人1. 企）第2号改正

最近の警察事象に対応した自動車警ら隊の総合的かつ効果的な運用を図るため、このたび、警視庁自動車警ら隊運営規程（昭和44年10月31日訓令甲第30号。以下「旧規程」という。）の全部が改正され、昭和53年10月20日から施行されることとなつたので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁自動車警ら隊運営規程の制定について（昭和44年10月31日通達甲（ら. 総. 自）第8号）
- 2 警視庁自動車警ら隊運営規程の一部改正について（昭和45年6月1日通達甲（ら. 総. 自）第5号）
- 3 警視庁自動車警ら隊運営規程の一部改正について（昭和49年2月22日通達甲（ら. 総. 自）第1号）
- 4 警視庁自動車警ら隊運営規程の一部改正について（昭和52年7月1日通達甲（ら. 総. 自）第7号）

記

第 1 改正の要点

- 1 警ら用無線自動車の呼称が「無線警ら車」に統一された。
- 2 巡査部長の車長制が廃止され、幹部として車長の職務を併せて行うこととされた。
- 3 警部車制が廃止され、幹部の職務として現場指揮活動が実情に合うように規定された。
- 4 指導員制が設けられ、訓練指導の適正を図ることとされた。
- 5 広域警ら区が担当警ら区に改められ、地域責任がより強化された。
- 6 安全管理について規定され、危害防止、交通事故防止を図るとともに、車載装備資器材の改善研究に努めることとされた。
- 7 隊の運用状況及び特異な取扱事案等についての報告事項が規定された。
- 8 「S P」関係規定が削除された。

第 2 規程運用上の留意事項

1 任務（第 2 条関係）

自動車警ら隊は、地域警察の一活動体として、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号）第 2 条に定められた任務を行うものであるが、そのほかに警ら用無線自動車の集中管理の特性に適合した任務を行うものである。

2 分駐所（第 6 条関係）

隊長は、分駐所の運用管理について必要な事項を定めるものとする。

3 車長（第 8 条関係）

巡査部長又は車長が乗務しない場合、担当幹部から指定された勤務員は車長としての責任を負うものとする。

4 指導員（第 9 条関係）

- (1) 指導員は、警ら用無線自動車訓練指導員養成講習終了者で、地域部長から「警ら用無線自動車訓練指導員指定証」の交付を受けた者とする。
- (2) 隊長は、指導員が配置換え等により異動した場合又は解任事由が生じたときは、地域部長（地域総務課機動警ら係経由。以下同じ。）に報告すること。
- (3) 指導員は、新隊員に対する訓練及び自動車警ら隊入隊実習（警察署の警ら用無線自動車勤務員に対する自動車警ら隊における訓練をいう。）に当たっては、統一的な方法により行うものとする。

5 交替制勤務の交替方法（第 11 条関係）

自動車警ら隊における交替制勤務の交替は、次の表のとおりとする。

勤務別 周期	日勤	当番	非番
第 1 日	第 1・第 4 中隊	第 3・第 6 中隊	第 2・第 5 中隊
第 2 日	第 2・第 5 中隊	第 1・第 4 中隊	第 3・第 6 中隊
第 3 日	第 3・第 6 中隊	第 2・第 5 中隊	第 1・第 4 中隊

第4日 第1日に復し、以下これに倣う。

6 勤務時間等の割振り（第12条関係）

警ら時間は、日勤日についてはおおむね5時間30分、当番日についてはおおむね11時間を基準として隊長が定めるものとする。

7 勤務基準の策定（第14条関係）

- (1) 勤務基準を策定するに当たっては、勤務員の自主的勤務の伸長を図るため、勤務員会議等における勤務員の意見を反映させるものとする。
- (2) 隊長は、担当区域の警察事象又は特別の治安情勢から緊急の必要性があると認めるときは、勤務員に、次の勤務変更等の運用（以下「勤務運用」という。）について指示することができる。

なお、勤務運用が1か月を超える場合は、事前に地域部長（地域総務課機動警ら係経由）に報告すること。

ア 特別勤務運用

全勤務員を運用して犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、実態把握、交通指導取締り等を実施する場合

イ 重点勤務運用

前アに準じて所要の勤務員を運用する場合

8 運営計画の策定（第15条関係）

(1) 月間計画

月間計画は、副隊長が策定し、隊長の決裁を受けるものとする。

なお、週休日の指定等については、総務部長が別に定める月間勤務計画表により行うものとする。

(2) 一当務計画

ア 一当務計画は、中隊長が所属する勤務員の一当務日（日勤日及び当番日をいう。）における具体的な活動計画を策定し隊長の決裁を受けること。

イ 中隊長は、勤務員の配置運用計画を策定するに当たっては、勤務基準を画一的に適用することを避け、運用に当たっては実態に即した必要な勤務変更を指示する等弾力的に行うこと。

9 安全管理（第17条関係）

隊長は、次の点に留意して勤務員の安全管理に努めるものとする。

- (1) 勤務員の受傷又は交通事故等があつた場合は、速やかに検討会を開催するなど、再発防止対策を講ずること。
- (2) 無理な取締り、追跡等に起因する受傷事故防止を図ること。
- (3) 装備資器材の効果的な活用と保守管理に努めること。

10 警ら活動等（第19条関係）

(1) 警ら用無線自動車の運用

ア 警ら用無線自動車による警ら活動は、複数の勤務員をもつて行うものとする。ただし、隊長は、勤務員の効果的、効率的な運用を図るため必要がある場合は、警ら用無線自動車を単独で運用することができる。

イ 単独運用する警ら用無線自動車の台数、時間帯等運用要領については、隊長が定める

ものとする。

(2) 関係警察署員との連絡協調

勤務員は、警ら活動に当たっては、次により担当警ら区内の警察署と連絡を密にして実態に即応した警らを行うものとする。

ア 警らに先立ち警察署に立ち寄り、地域課長（課長代理を含む。）又は本署当番責任者に対して活動計画を連絡するとともに、重点警ら等勤務上必要な指示を受けること。

イ 警察署配置の警ら用無線自動車と相互に連携を保持するとともに、随時、交番等に立ち寄り必要な情報交換に努めること。

(3) 勤務変更

勤務員は、警ら区の実態等から勤務基準を変更した方がより合理的と認められる事情のある場合は、積極的に中隊幹部の承認を得て勤務の変更を行うこと。

(4) 連続警らの場合の待機

警らを2時間以上継続する場合は、2時間目以降の各時間の初めに10分間、警察署又は交番等に立ち寄り、待機することができる。

(5) 緊急走行時の要領

緊急自動車として走行する場合（以下「緊急走行」という。）は、次の要領によるものとする。

ア 運転を担当する者は、安全運転を励行して、交通事故防止に十分留意すること。

イ 無線を担当する者は、安全運転の補助に当たるとともに、通信指令事項、事件事故の概要等を的確に把握し、現場到着後の適正な処理に当たること。

(6) 初動措置要領

（省略）

11 特命による活動（第20条関係）

派遣を命ぜられた勤務員は、要請時間に遅れることなく現場到着するとともに、派遣先所属の幹部に対し、自己の所属、階級及び氏名を報告し、指示を受けること。

12 事案の引継ぎ（第22条関係）

自動車警ら隊の処理に係る事案とは、次のものをいう。

(1) 警視庁交通違反取締規程（平成13年10月1日訓令甲第41号）に基づき処理する交通違反事件

(2) 警視庁交通反則事件事務処理規程（昭和43年6月20日訓令甲第22号）に基づき処理する交通反則事件

13 活動報告（第23条関係）

(1) 活動記録表（別記様式第2）

活動記録表は、勤務員の活動状況及びその結果を明らかにしておくために作成するものである。

(2) 事件取扱報告表（別記様式第3）

事件取扱報告表は、勤務員が取り扱った事案のうち、所轄警察署へ引き継いだもの及びその他重要特異なものについて、事案の内容を明らかにしておくために作成するものである。

(3) 警ら用無線自動車運行日誌（別記様式第4）

警ら用無線自動車の運用及び活動について所要事項を記録しておくため、車両ごとに警ら用無線自動車運行日誌を備え付け、勤務の都度、整理しておかなければならない。

14 幹部の職務（第 24 条関係）

- (1) 本条に規定する幹部の職務は、隊幹部に共通する職務であつて、具体的には各階級、職制に応じて職務を行うものとする。
- (2) 隊本部に勤務する幹部は、本条に定める職務を行うほか、上司の命を受け、部下職員を指揮して第 5 条に定める分掌事務を処理するものとする。
- (3) 警ら用無線自動車勤務の幹部は、本条に定める職務を行うほか、第 8 条第 2 項に定める車長の職務を併せて行うものとする。
- (4) 警ら用無線自動車の保守管理については、警視庁自動車管理規程（平成 14 年 4 月 15 日訓令甲第 22 号）に基づき、その適正を期すること。

15 幹部の現場指揮（第 25 条関係）

- (1) 中隊長が乗車する警ら用無線自動車を中隊長指揮車として運用する。
- (2) 中隊長は、現場活動をする場合は、次によるものとする。
 - ア 移動局名、出向及び帰隊の時刻、事件、事故等の取扱いの開始及び終了等について、通信指令本部に連絡し、その所在を明らかにしておくこと。
 - イ 通信指令本部と緊密に連絡し、所属警ら用無線自動車を運用して検問、検索、救護活動、通信連絡等事案の内容に応じた措置をとること。
 - ウ 重要事件の現場に先着したときは、現場指揮者が到着するまでの間、「重要事件発生現場における初期捜査活動の基準」に定める現場指揮者としての任務を行うこと。

16 備付簿冊（第 26 条関係）

隊本部及び分駐所に備え付ける簿冊等は、次の表のとおりとする。

備付簿冊等	摘要
隊日誌（＊別記様式第 5）	隊本部に備え付ける。
分駐所日誌（＊別記様式第 6）	分駐所に備え付ける。
隊担当区域図	警察署、分駐所及び派出所の位置及び担当区域を表示する。
分駐所担当区域図	隊担当区域図に表示する事項のほか、警ら区及び警ら要点を表示する。
ガソリン受払台帳（別記様式第 8）	

17 報告（第 28 条関係）

隊の運用状況についての地域部長に対する報告事項及び報告要領は、次の表のとおりとする。

区分	報告事項	報告要領	期限
日報	中隊勤務員の就勤人員及び実働車両の状況	日勤及び当番勤務の就勤時に電話による。	毎日
	主な検挙、取扱事案の状況	午前 8 時 30 分までに（重要特異なものは	

		その都度)、電話その他の方法による。	
	その他必要な事項	必要の都度、速やかに電話による。	
月報	勤務員及び警ら用無線自動車の運用及び活動状況	別記様式第9による。	毎月5日

別記様式第2 (第2の13の(1)関係)

(日勤用)

隊長	副隊長	中隊長	小隊長				
				活動記録表 第 中隊第 小隊			
月	日	曜	天	けいし 八白ろ	号	担当区	
活動 重点						階級 氏名	㊸ ㊹ ㊺
区分 時間	活動区分	乗車幹部 印	活 動 記 録				
8.30 ~9.00							
9.00 ~10.00							
10.00 ~11.00							
11.00 ~12.00							
12.00 ~13.00							
13.00 ~14.00							
14.00 ~15.00							
15.00 ~16.00							
16.00 ~17.00							
17.00 ~17.15							

- (注) 1 活動区分欄には、副授は㊸、警らは㊹と簡記し、警備派遣は派遣先を記載すること。
 2 活動記録欄には、被疑者同行、交通事故等の取扱い事案及び緊配、勤務変更等を簡記すること。
 3 乗車幹部とは、3名以上乗車した場合の警部補以上とする。

隊長	副隊長	中隊長	小隊長				
				活動記録表 第 中隊第 小隊			
月	日	曜	天	けいし 八白ろ	号	担当区	
活動 重点						階級 氏名	㊸ ㊹ ㊺
区分 時間	活動区分	乗車幹部 印	活 動 記 録				
14.30 ~15.00							
15.00 ~16.00							
16.00 ~17.00							
17.00 ~18.00							
18.00 ~19.00							
19.00 ~20.00							
20.00 ~21.00							
21.00 ~22.00							
22.00 ~23.00							
23.00 ~24.00							
24.00 ~1.00							
1.00 ~2.00							
2.00 ~3.00							
3.00 ~4.00							
4.00 ~5.00							
5.00 ~6.00							
6.00 ~7.00							
7.00 ~8.00							
8.00 ~9.00							
9.00 ~9.30							

- (注) 1 活動区分欄には、副授は㊸、警らは㊹と簡記し、警備派遣は、派遣先を記載すること。
 2 活動記録欄には、被疑者同行、交通事故等の取扱い事案及び緊配、勤務変更等を簡記すること。
 3 乗車幹部とは、3名以上乗車した場合の警部補以上とする。

別記様式第3 (第2の13の(2)関係)

隊長	副隊長	中隊長	小隊長	事件取扱報告表					
件名					端緒別	110 訴要	番出請	職現そ の	質認他
取扱者	第 けいし 八自ら	中隊 階級 氏名	小隊	日勤・当番 ⑨ ⑨	扱 結 果	単独 現書事	協力 逮送後 緊微保 逮罪護 通不送 その他	協力 逮送後 緊微保 逮罪護 通不送 その他	協力 逮送後 緊微保 逮罪護 通不送 その他
取扱日時	年 月 日 時 分								
取扱場所	市 郡 区 町 丁目 番 号								
指令	受 到	令 着	時 時	分 分()	処 区	理 分	先着・同着・後着		
協力 車両			引継ぎ	署 係 日 時 分			警 部 部 警 巡 査 長 巡 査 (長)		
取 扱 概 要									

(注) 1 この報告書は、勤務中取り扱った事案のうち、所轄警察署に引き継いだ事案その他特に書面で報告を要する事案につき作成すること。
 2 協力車両欄には、取扱 PC 以外の自ら隊及び警察署等の協力車両（コールサイン）を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。 [裏面 略]

別記様式第4 (第2の13の(3)関係)

警ら用糸線自動車運行日報 (年 月 日から 翌年 月 日まで) 局名 けいし 車名 年次 車種

小隊長	小隊長	日 (日)	天気	百歩別	走行距離		走行時間		運行活動内容						走行前点検		走行前点検結果の有無	特記事項
					当日	前日	走行時間	走行時間	警ら	警戒警備	その他		計	走行前点検	担当者			
					km	km	時間	時間			時間	時間				時間		
				日歩														
		()		夜歩														
				日歩														
		()		夜歩														
				日歩														
		()		夜歩														
				日歩														
		()		夜歩														
				日歩														
		()		夜歩														
				日歩														
		()		夜歩														
				日歩														
		()		夜歩														
合計				計														
				月間計														

注 : 1. 特記事項欄には、休車理由その他参考事項を簡記すること。
 2. 走行前点検の結果、異常ありの場合は、特記事項欄に項目のみを記入すること。
 3. 走行時間表示欄は、当日の百歩別の走行時間表示欄を記入するとともに、合計欄に累計を記入すること。(始期表示欄には、前月終期表示欄を記入)

別記様式第5（第2の16関係）

隊長		副隊長		本部付		主任		隊 日 誌						宿直	
月		日		曜日		天		日勤 当番		第		中隊			
就 勤 人 員		警 視	警 部	警部補		巡查部長		巡查長・巡查		計	警 察 行 政 員	合 計			
				事 務	中 隊	事 務	中 隊	事 務	中 隊						
	隊本部														
	分駐所														
	分駐所														
	分駐所														
計															
就 勤 幹 部 及 び 宿 直 員	分駐所		分駐所		分駐所		分駐所		分駐所		宿直員				
	中隊長		中隊長		中隊長		中隊長		中隊長						
		小隊長		小隊長		小隊長		小隊長		小隊長					
車 両		警 ら	派遣等	休車		貸出し		計	備 考						
				人 員	整 備	故 障	一 般								長 期
警ら車															
予備車															
活 動 状 況	検 査 挙 げ	刑 法 犯				諸法令違反				交通法令違反				合計	
		凶 悪	粗 暴	窃 盗	そ の 他	計	覚 醒 剤	大 麻 等	軽 犯	そ の 他	計	反 則	交 通 切 符		そ の 他
	職 質														
110番															
その他															
現 場 出 動 件 数		犯 罪	交 通 事 故	けんか 口 論	酔っ払い		火 災 災 害	要 望 苦 情	虚 報 誤 報	酔っ払い 以外の保 護	そ の 他	合計			
					保 護	そ の 他									
110番															
その他															
緊 急 配 備 等	件 名														
	署 名														
	台 数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
特記事項															

別記様式第6 (第2の16関係)

隊長			副隊長			中隊長			分駐所日誌										(分駐所)	
									月 日 曜日 天										日勤 第 中隊 当番 小隊	
就勤人員	分駐事務	警部	警部補	巡査部長	巡査長・巡査	計	警察行政職員	合計												
	中隊員																			
車両	警ら車	警ら	派遣等	休車			貸出し		計	備考										
				人員	整備	故障	一般	長期												
	予備車																			
活動重点																				
活動計画																				
活動状況	検挙		刑法犯					諸法令違反					交通法令違反				合計			
			凶悪	粗暴	窃盗	その他	計	覚醒剤	大麻等	軽犯	その他	計	反則	交通切符	その他	計				
	職質																			
	110番																			
	その他																			
現場出動件数		犯罪	交通事故	けんか口論	酔っ払い		火災災害	要望苦情	虚報誤報	酔っ払い以外の保護	その他	合計								
					保護	その他														
	110番																			
その他																				
緊急配備等	件名																			
	署名																			
	台数	台			台			台			台			台						
特記事項																				

別記様式第8 (第2の16関係)

ガソリン受払台帳

月日	摘要	受	払	残	扱者印

(注) ページごとに受、払量の合計及び残量を赤字で記入のこと。

地域部長殿(地.総.機)

報告()年 9 月 日

隊員及び警ら用無線自動車の配置運用並びに活動状況(月分)

申

区分	隊員数	中 隊 員 数				計
		警 部	警 部	通 達 部 長	(派 遣 員)	
総 員	計					
	男					
	女					
警 員	計					
	男					
	女					
	出 身					
	出 身					
	出 身					
	出 身					
警 務 員	計					
	男					
	女					
	出 身					
	出 身					
	出 身					
	出 身					

注 1 「定員外」の配置については、随時要領に前記氏名理由を随時、各欄の人員には計上しないこと。
 2 巡回停車、巡回自休等、厚生休暇、緊急出動等の事故者は「その他」欄に計上すること。
 3 出勤の大きさは、日本工業規格記入とする。

(2枚目)

局 名	車 両 番 号	走行キロ数		燃料消費量	
		原 動 機 駆 動	トータル走行	ガソリン	軽油

(3枚目)

区分	時間	時 間																								合 計
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
出 動 件 数	出 動 件 数																									
	出 動 台 数																									
検 挙 件 数	検 挙 件 数																									
	取 扱 件 数																									

区分	項目	計			
		男	女	合計	その他
日 常 活動	走行キロ				
	実働時間				
夜 間 活動	走行キロ				
	実働時間				
計	走行キロ				
	実働時間				

区分	項目	件数										
		暴行	脅迫	強姦	わいせつ	強盗	持金強奪	詐欺	偽造	偽造	その他	
110番によるもの	件数											
	その他によるもの											
計												

注 1 110番の出動件数は、出動台数に依りなく、1事案1件として計上すること。
 2 危険犯活動状況の()内は、P/Cによる検挙人員を計上すること。

(4枚目)

区分	項目	110番によるもの				その他によるもの				合 計
		検 挙	検 挙	検 挙	検 挙	検 挙	検 挙	検 挙	検 挙	
刑 罰 課	窃 盗 罪									
	強 盗 罪									
	性 罪									
	その他									
罰 金 課	酒 類 飲 用 罪									
	その他									
	計									
	計									
現 行 犯 課	窃 盗 罪									
	強 盗 罪									
	性 罪									
	その他									
交 通 課	飲 酒 後 運 転 罪									
	その他									
	計									
	計									

注 1 身 検 とは自ら検挙のみによる検挙をいい、協力とは署員等との協力による検挙をいう。
 2 罪種別の計上方法は、刑事統計書に定めるものとする。
 (1) 窃盗(一)の区分は、
 (A) 窃盗(一)一般、強盗、強盗、強盗
 (B) 窃盗(一)一歩、強盗、強盗、強盗、窃盗、窃盗
 (C) 強盗(一)は、強盗(一)の区分へ計上するものとする。
 (D) 交通課は、交通課によるものは交通課の区分へ、それ以外別記課の区分へ計上するものとする。